

長野県飯田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年2月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年2月5日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

- 1 路線名 松川インター大鹿線
- 2 供用を開始する区間
上伊那郡中川村大草7282番の82地先から
上伊那郡中川村大草7282番の83地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年2月5日午後3時

道路管理課

正 誤

平成29年12月1日付け長野県規則第40号「長野県組織規則の一部を改正する規則」中

ページ 行（箇所）

- 1 左側14

誤

次長	所長の職務執行の補佐及び所務の整理
安全運航管理幹	ヘリコプターの安全運航に関する専門的事務の総括掌理

正

次長	所長の職務執行の補佐及び所務の整理
安全運航管理幹	ヘリコプターの安全運航に関する専門的事務の総括掌理

に改める。

人事課